

平成15年(レ)第328号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京簡易裁判所平成15年(イ)第2292号)

口頭弁論終結の日 平成15年10月6日

判 決

東京都調布市国領町4

控訴人 (原審原告) m r k o n o

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被控訴人 (原審被告) 東 京 都

上記代表者知事 石 原 慎 太 郎

上記指定代理人 野 上 三 恵

同 井 上 浩 二

同 清 水 和 俊

同 中 島 利 通

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金10万円及びこれに対する平成5年11月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事実の概要

本件は、控訴人を被害者として平成5年9月23日に発生した交通事故の

事件経過について、その不満を述べた控訴人の同年11月8日付の内容証明郵便（以下「本件内容証明郵便」という。）を警視庁葛西警察署が受領しなかったことが控訴人の請願権を侵害し不法行為に当たるとして、損害の一部である10万円の損害賠償を求めた事案である。

被控訴人は、これに対し、控訴人との間には、控訴人が被控訴人に対し、本件と同一の理由で1000万円の慰謝料の支払を請求した民事訴訟事件（東京地方裁判所の平成9年(ワ)第2543号事件。以下「前訴」という。）があり、この前訴については、同裁判所が平成10年10月15日に請求棄却の判決を言い渡し、その判決が確定しており、本件訴えは、この前訴の確定判決の既判力に抵触する、また、そもそも、控訴人の不法行為の主張は失当であるし、消滅時効を援用するなど主張して争った。

原審は、控訴人の本件訴えにおける請願権侵害の主張は、前訴の口頭弁論終結後に生じた新たな事由の主張に当たらないとして、控訴人の請求を棄却する判決をした。本件事案の概要は、次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」中の第2の1「請求原因の要旨」欄記載のとおりであるから、これを引用する。

（控訴人の当審における主張）

本件訴えは、請願権の侵害を理由とするもので、損害ないし被侵害利益が前訴におけるものと異なる内容であるし、原告が請願権の侵害を認識したのは、平成14年12月になってからであるので、「前訴の口頭弁論終結後に生じた事由の主張」であり、いずれにせよ、前訴の確定判決の影響を受けない。

また、原判決は、「原告から警視庁葛西警察署長へ内容証明郵便で送ったところ、同警察署長が受領を拒絶した。」との事実を認定しているが、その根拠が示されておらず、故意又は重大な過失による事実認定であり、無効な判決である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も控訴人の請求を棄却すべきであると考えているが、その理由は、次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」中の第3の「当裁判所の判断」欄記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、本件訴えが請願権の侵害を理由とするもので、前訴とは損害ないし被侵害利益が異なると主張するが、前訴の訴訟物は、警視庁葛西警察署長が受領を拒絶したこと等が控訴人への権利侵害に当たることを理由とする損害賠償請求であり、本件訴えの訴訟物も同署長の受領拒絶行為が請願権という控訴人の権利を侵害するとして損害賠償を求めるものであるから、侵害されたとする権利の評価を明確にした面があるとはいえ、控訴人が主張するところの権利侵害行為自体は、共通のものを主張していると思えるを得ず、訴訟物は同一というべきである。したがって、本件訴えは、前訴の確定判決の既判力に抵触することになる。

また、控訴人は、請願権の侵害を認識したのは平成14年12月になってからであり、前訴の口頭弁論終結後に生じた事由の主張であると主張するが、口頭弁論終結後に生じた新たな事由とは、当事者の知、不知にかかわらず、前訴の口頭弁論終結後に客観的に生じた事由をいうのであり、控訴人が請願権の侵害行為であると主張するところの行為は、前訴の口頭弁論終結の前に既に存在していたものであるから、控訴人の主張が上記事由に当たらないことは明らかである。

なお、控訴人は、原判決が、本件内容証明郵便の受領を拒絶したのが葛西警察署長であるとの事実を認定したことを前提に、原判決の違法性を主張するが、原判決における当該部分は、控訴人が主張するところの請求原因の要旨を記載しただけであって、当該事実を認定したものではないから、この点についての控訴人の主張も失当である。

- 2 以上のとおりであるから、控訴人の請求は、その余の点を判断するまでも

なく理由がなく，控訴人の請求を棄却した原判決は，正当であるから，控訴人の本件控訴を棄却することとして，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第33部

裁判長裁判官 林 道 晴

裁判官 片 田 信 宏

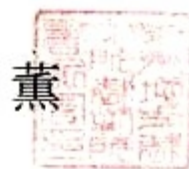
裁判官 高 島 紀 子

これは正本である。

平成 15 年 12 月 / 日

東京地方裁判所民事第 3 3 部

裁判所書記官 篠原



薫